

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 6 年 7 月 31 日

西 原 村

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき，多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1 号 事 業	2 号 事 業	3 号 事 業	4 号 事 業	地域	重点 区域 との 重複			
		○		小森、布田	無	令和 6 年度～ 令和 10 年度	株式会社 こめだファ ーム	